



# 速報・平成30年度税制改正大綱

(平成29年12月14日公表)



辻・本郷 税理士法人  
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

---

# 個人所得課税 給与所得控除等の見直し①

増税

## 改正のポイント

平成26年度税制改正大綱における「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針に基づき、昨年度に引き続き本年度も給与所得控除の上限の引き下げが行われます。ただし、子育て世帯や介護世帯には負担増が生じないように措置が講じられます。また、特定支出控除についても見直しが行われます。

## 解説

- 控除額が一律10万円引き下げられます。
- 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円に、その上限額が195万円に引き下げられます。

### 【改正前】

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額 × 40%
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円
1,000万円超	220万円



### 【改正後】

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額 × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	収入金額 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

# 個人所得課税 給与所得控除等の見直し②

増税

## 具体的な影響は

- 収入金額が850万円を超えると徐々に控除額が減少し、負担が増加します。

給与等収入	850万円	900万円	950万円	1,000万円
控除減少額	なし	▲5万円	▲10万円	▲15万円
負担増加額	なし	+15,000円	+30,000円	+49,500円
給与等収入	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
控除減少額	▲15万円	▲15万円	▲15万円	▲15万円(▲63万円)
負担増加額	+64,500円	+64,500円	+75,000円	+75,000円 ※(+310,000円)

※ ( ) 書きは、基礎控除の逡減・消失を加味した場合の負担増加額

## 実務上の留意点

23歳未満の扶養親族が同一生計内にいる者や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者については、負担の増減はありません。

## 適用時期

所得税については平成32年1月1日以後、個人住民税については平成33年1月1日以後から適用されます。

## 特定支出の見直し

- 特定支出の範囲について、以下の通り追加・撤廃が行われます。
  - ① 「職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるもの」が追加されます。
  - ② 単身赴任者の帰宅旅費の回数制限(月4回)が撤廃されます。
  - ③ 帰宅旅費に「帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額」が追加されます。

## 改正のポイント

- ① 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
- ② 公的年金等の収入金額が1,000万円超である場合、195万5千円が控除額の上限となります。
- ③ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下である場合、上記①及び②の見直し後の控除額から更に一律10万円引き下げられます。
- ④ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超である場合、上記①及び②の見直し後の控除額から更に一律20万円引き下げられます。

## 解説

○ 公的年金等控除額 【公的年金等の収入金額が1,000万円超のケース】

		【改正前】	【改正後】
公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	1,000万以下	205万5千円～ (公的年金等の収入金額 × 5% + 155万5千円)	195万5千円(上限)
	1,000万円超 2,000万円以下		185万5千円(上限)
	2,000万円超		175万5千円(上限)

## 実務上の留意点

公的年金等控除額が一律10万円引き下げられますが、基礎控除の額が10万円引き上げられるため、公的年金等の収入金額が1,000万円以下である場合かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合には税負担に変更はありません。

## 適用時期

平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。

# 個人所得課税 基礎控除・配偶者控除・扶養控除の見直し

増税

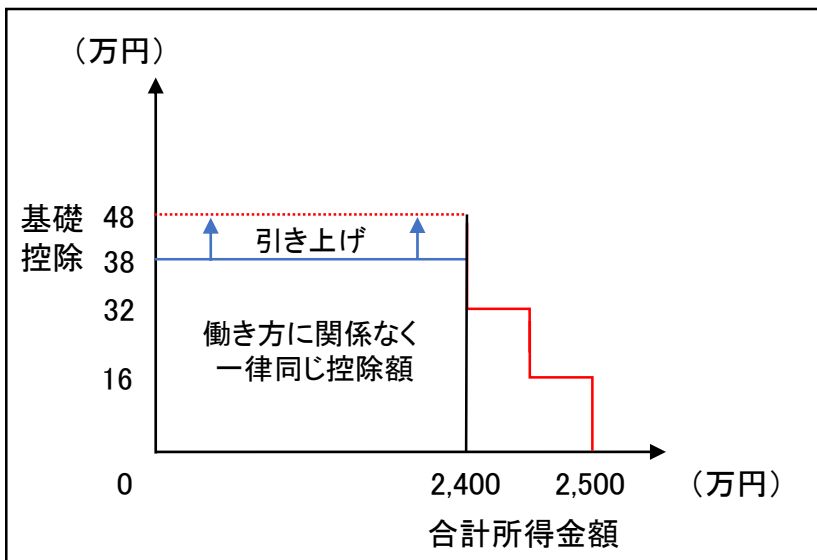
減税

## 改正のポイント

多様な働き方を後押しするため、給与所得控除等から基礎控除への振替えにより、基礎控除額が一律**10万円**引き上げられます。ただし、合計所得金額が**2,400万円**を超える方は、基礎控除額を徐々に減らし、最終的には消失する仕組みが作られます。また、配偶者控除や扶養控除の判定要件となる合計所得金額の見直しも行われます。

## 解説

### 基礎控除の見直しイメージ



### 配偶者控除・扶養控除の見直し(合計所得金額要件)

	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下

給与所得控除等から基礎控除への振替えが行われることで…

- ・高所得の会社員(全体の4% 約230万人) 増税
- ・年金受給者のうち、高額副収入のある方
- ・フリーランス 減税
- ・自営業者

## 実務上の留意点

基礎控除額は引き上がるが、給与所得控除額及び公的年金等控除額が10万円引き下げられます。子育て・介護世帯には負担増が生じないように、所得控除額の手当てが行われます。

## 適用時期

平成32年分以後の所得税から適用されます。

# 個人所得課税 青色申告特別控除(所得税・住民税)

増税

## 改正のポイント

- 青色申告特別控除額65万円を受けるための要件が厳しくなります。
- 取引を正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を**55万円**(現行65万円)に引き下げることとされます。

## 解説

要件	【改正前】	【改正後】
取引を正規の簿記の原則に従って記録している者	65万円	<b>55万円</b>
取引を正規の簿記の原則に従って記録している者 + その年分の事業にかかる帳簿等について電子帳簿保存法に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っている者(注)	65万円	65万円
取引を正規の簿記の原則に従って記録している者 + その年分の所得税の確定申告書等の提出を、その提出期限までにe-Taxを使用して行っている者	65万円	65万円

(注)平成32年においては、年の中途から電子帳簿保存法による承認を受けてその年分の帳簿等の電磁的記録の備付け及び保存を行っているときも、同年分の65万円の青色申告特別控除の適用における要件を満たすこととされます。

## 適用時期

平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税より適用となります。

## 改正のポイント

- 日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上を促進すべく、従来の事業承継税制が拡充されます。
- 具体的には、納税猶予の対象の株式・猶予割合を100%へ引上げ、雇用確保要件の弾力化、承継パターンの拡大、M&A・合併等の経営環境の変化に対応した減免制度の創設が行われます。

## 解説

- 事業承継税制の各要件が抜本的に改正され、より利用しやすくなります。

内 容		【改正前】	【改正後】
相続税・贈与税の負担を軽減	猶予対象株式の制限	発行済議決権株式総数の最大3分の2が対象	後継者が取得した株式の全てが対象
	上記株式の納税猶予割合	納税猶予の対象となった株式に係る相続税の80%が猶予対象	納税猶予の対象となった株式に係る相続税の100%が猶予対象 (贈与税は従前より全額が対象)
承継パターンの拡大	贈与者・被相続人	代表権を有していた者	代表権を有していた者以外の者も対象
	後継者	同族関係者で過半数の議決権を有する後継者1人	最大3人まで猶予 (総議決権数10%以上有する者のみ)
	相続時精算課税の適用範囲	贈与者の直系卑属等	相続人以外の後継者も対象

## 実務上の留意点

10年間に限定した特例制度の創設で、特例適用には特例承認計画を都道府県に提出する必要があります。

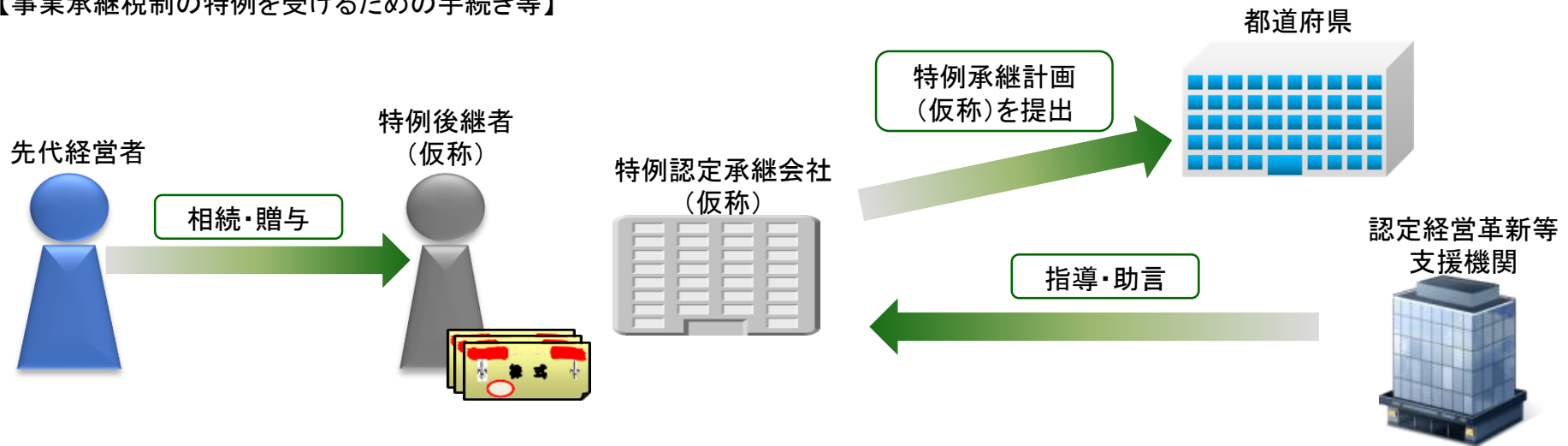
## 適用時期

平成30年1月1日から平成39年12月31日までの贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用となります。

解説

内 容		【改正前】	【改正後】
雇用要件の緩和	雇用確保(維持)要件	承継後5年間は平均8割の雇用維持が必要	承継後5年以内に平均8割の雇用を下回ったとしても、雇用要件を満たせなかった理由を記載した書類を都道府県に提出すれば引き続き納税猶予は継続される(納税猶予の期限は確定しない)
経営環境変化への対応	譲渡(M&Aなど)・解散・合併等の納税猶予額の減免	会社を譲渡・解散・合併等をした場合は、原則、猶予税額を全額納税	会社を譲渡・解散・合併等をした場合でも、その時点での株式価値を再計算して差額を減免

【事業承継税制の特例を受けるための手続き等】



実務上の留意点

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社であって、中小企業における経営の承継の円滑化法に関する法律第12条第1項の認定を受けた会社が対象となります。

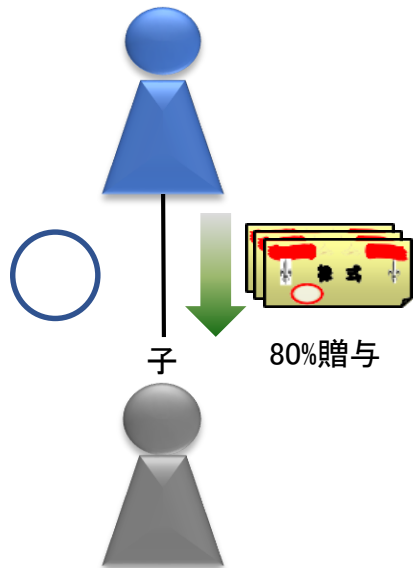


## 解説

### ○ 事業承継税制の適用対象者の拡大

#### 【現行制度の原則】

父親(先代経営者)

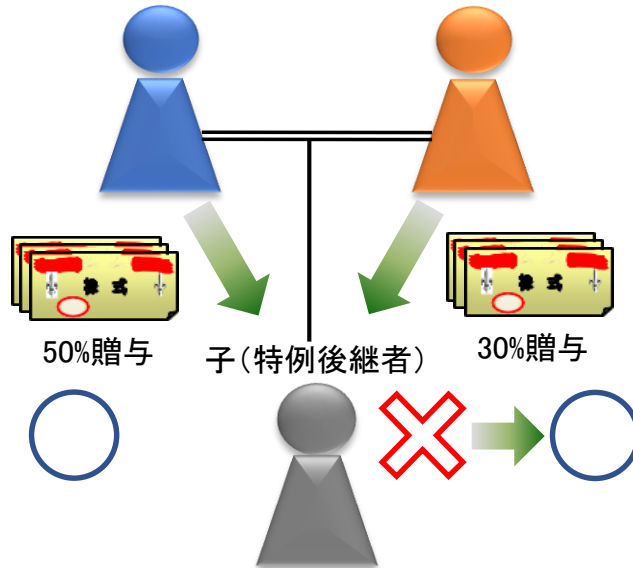


従来は、先代経営者から後継者に対し、1対1の承継のみが適用対象

#### 【複数人からの承継】

父親(先代経営者)

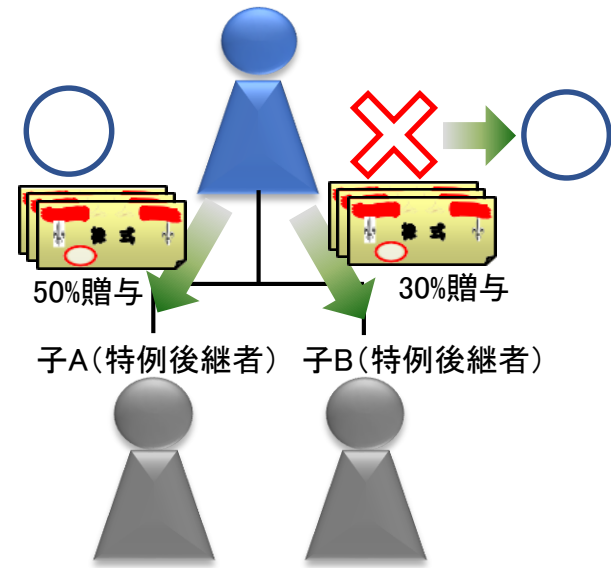
母親



複数人から特例後継者への承継も適用対象  
上記ケースで言えば、父親と母親からの承継時期が異なる場合でも、後継者への贈与・相続があって納税猶予から5年以内は適用対象

#### 【複数人への承継】

父親(先代経営者)



複数名(最大3名)への承継も適用対象  
代表権を有し、同族関係者と合わせて特例認定承継会社の総議決権の過半数を有し、上位3名で議決権の10%以上を有することが要件

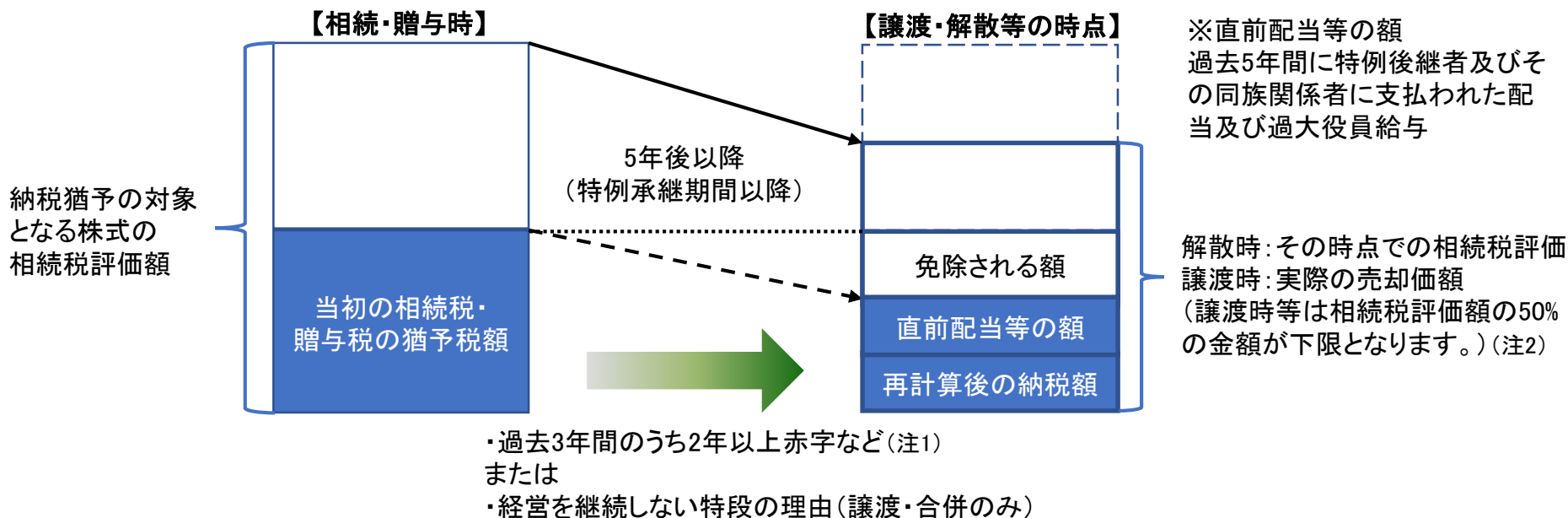
### 実務上の留意点

特例後継者が推定相続人以外の者でも相続時精算課税制度の適用を受けることができるようになったため、上記適用対象者の拡大と合わせて様々なパターンの事業承継が考えられるようになります。

## 解説

○ 経営環境変化に対応した贈与時・相続税の減免制度について

<b>現行制度</b>	会社を譲渡(M&Aなど)、解散した場合、猶予されていた相続税・贈与税を全額納付する必要があります。
<b>新制度(案)</b>	会社を譲渡(M&Aなど)、解散した場合には、譲渡・解散等をした時点での相続税評価額を基に再計算した贈与税額に直前配当等の額※との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額が減免されます。

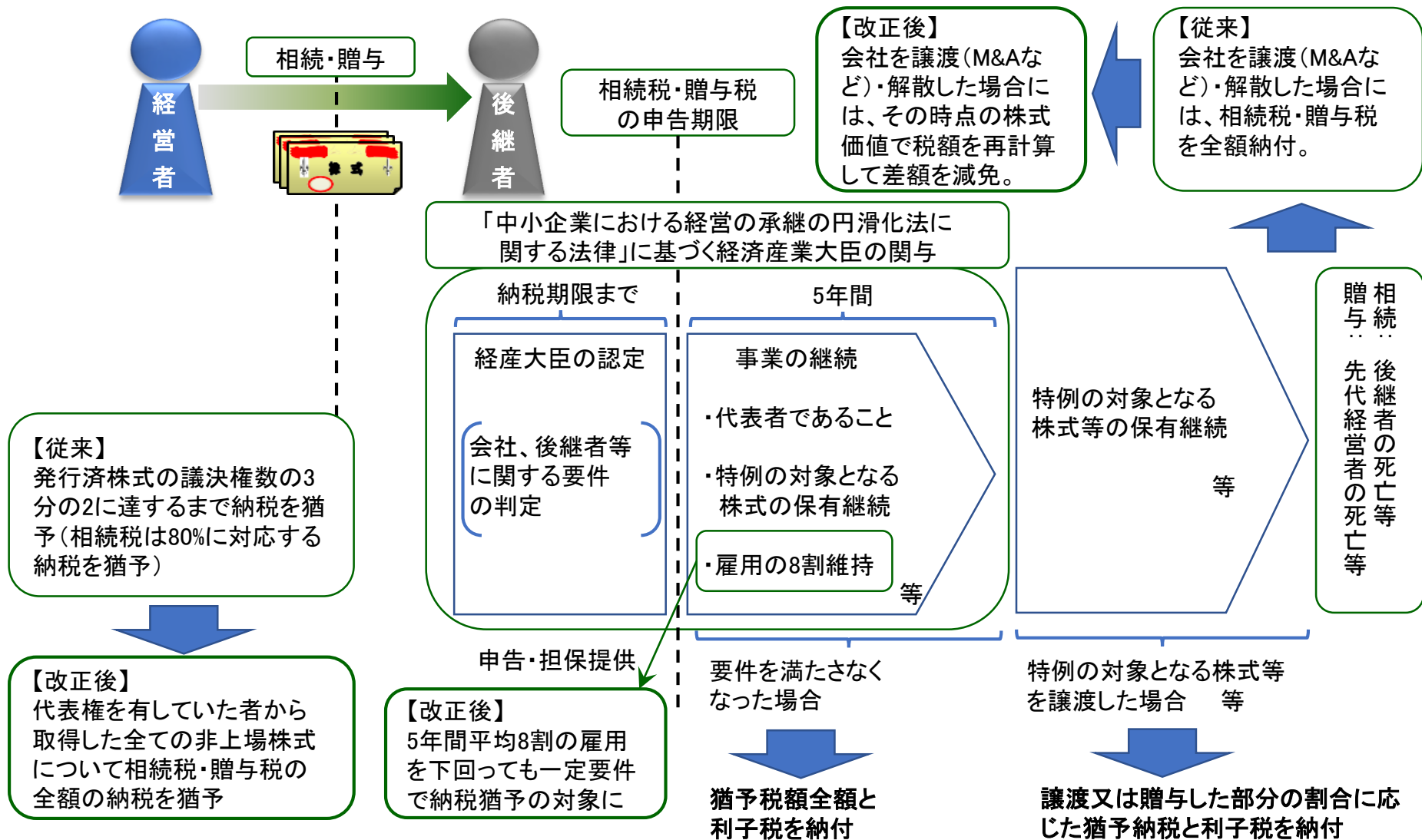


(注1) その他、過去3年間のうち2年売上減、有利子負債 $\geq$ 売上の6か月分以上、類似業種の上場企業株価が前年度から減少のいずれかでも認める。  
 (注2) 実際の売却価格が5割未満の場合、一旦5割分までを免除し、2年後、譲渡した事業が継続され雇用が半数以上維持されている場合には、残額を減免。

## 実務上の留意点

相続税・贈与税の負担に対する将来懸念が軽減されます。

# 資産課税 事業承継税制の拡充(全体像)



# 資産課税 小規模宅地等の特例の見直し①(全体像)

増税

## 改正のポイント

小規模宅地等の特例は、被相続人等の居住または事業の用に供されていた宅地について、相続税の課税価格を減額する特例です。居住または事業の継続への配慮という政策目的に沿ったものとなっていない使われ方があるという指摘を踏まえて要件が見直されます。

## 解説

### 改正点1

介護医療院に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等についても、被相続人の居住の用に供されていたものとみなされます。

	相続開始直前の用途	事業/保有の継続要件	限度面積/減額割合
事業用	1 特定同族会社事業用	会社の役員である親族が申告期限まで保有し、法人は事業を継続すること	400㎡/80%
	2 特定事業用	親族が事業を引継いで申告期限まで宅地等を保有	400㎡/80%
	3 貸付事業用	同上	200㎡/50%



改正点2

	取得者	居住/保有の継続要件	限度面積/減額割合
居住用	1 配偶者	なし	330㎡/80%
	2 同居親族	同居親族が申告期限まで居住・保有	
	3 生計一親族	生計一親族が申告期限まで居住・保有	
	4 別居親族	3年内家なき子が申告期限まで保有	



改正点3

## 適用時期

改正点1

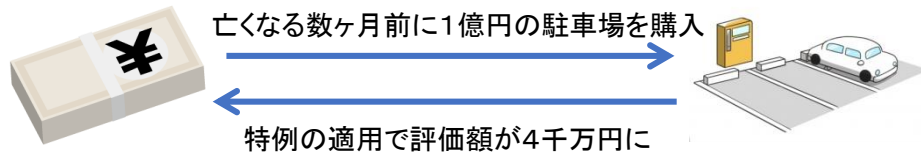
平成30年4月1日以後開始する相続より適用となります。

## 改正のポイント

○ 一時的に現金を都内のタワーマンション等の不動産に換え、本特例を適用して相続税負担を軽減する事案などが問題視され、相続開始前3年以内に貸し付けを開始した不動産については、対象から除外されることとなりました。ただし、事業的規模で貸付けを行っている場合を除きます。

## 解説

### 【問題となったケース】



- ・時価1億円の200㎡の駐車場を購入
- ・路線価評価で8,000万円
- ・小規模宅地の特例(貸付事業用)を適用して、200㎡まで50%減

相続税評価額 = 8,000万円 - (8,000万円 × 50%) = 4,000万円

相続直前に現金を駐車場に換えることで、6,000万円の相続財産が圧縮されることになります。

### 【貸付事業用宅地の適用要件】

- 被相続人等がその土地で貸付事業をしていたこと
- 相続人が貸付事業を引き継ぎ、申告期限まで保有していること
- その土地が建物・構築物の敷地の用に供していること

### 改正点2

- 相続開始前3年以内に貸付けを開始した不動産については、特例の対象から除外されます。
- ただし、相続開始前3年を超えて、事業的規模で貸付を行っている場合は、今まで通り特例の対象となります。

## 実務上の留意点

平成30年3月31日以前に賃貸を開始すれば以前通り特例対象となります。

## 適用時期

### 改正点2

平成30年4月1日以後開始する相続より適用となります。(同日前に賃貸を開始した不動産を除く)

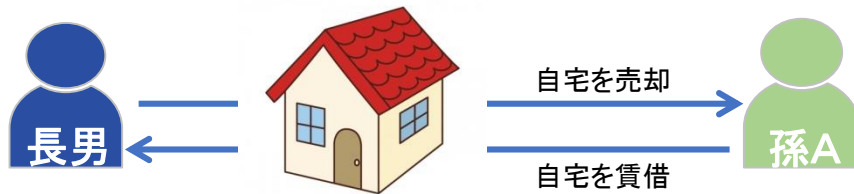
## 改正のポイント

持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から下記に掲げる者が除外されます。

- 自己・自己の配偶者に加え、3親等内の親族、関係する同族会社・一般社団法人等の所有する家屋に3年以内に居住していた者
- 相続開始時に居住していた家屋を過去に所有していた者

## 解説

### 【問題となったケース】



母が亡くなる5年前に持家に住んでいた長男が、自宅を長男の子である孫Aに売却した後、孫Aから賃借し現在も住んでいる。

- ・路線価評価で8,000万円
- ・小規模宅地の特例(特定居住用)を適用して、330㎡まで80%減

相続税評価額 = 8,000万円 - (8,000万円 × 80%) = 1,600万円

相続開始3年以上前に自宅を親族等に売却・賃借することで、自宅に住み続けながら6,400万円の相続財産が圧縮されることになります。

### 【特定居住用宅地(3年内家なき子)の適用要件】

- 被相続人に配偶者および同居相続人がいないこと
- 相続開始前3年以内に日本国内にあるその人又はその人の配偶者の所有する家屋に居住したことがない人が取得すること
- 当該宅地を申告期限まで保有していること

### 改正点3

- 持ち家に居住していない者に係る対象者の範囲から次に掲げる者を除外する。
- 相続開始前3年以内に、その者の3親等内の親族またはその者と特別な関係のある法人が有する国内にある家屋に居住したことがある者
  - 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者

## 実務上の留意点

今後は自宅を親族等に売却する方法では特例を適用できなくなります。

## 適用時期

### 改正点3

平成30年4月1日以後開始する相続より適用となります。



# 資産課税 一般社団法人等に関する贈与税等の見直し

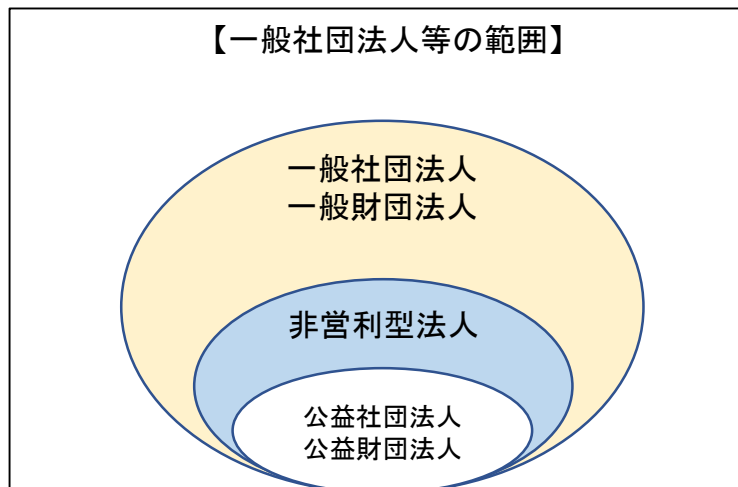
## 改正のポイント

個人から一般社団法人及び一般財団法人に対して贈与等があった場合の課税については、「贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないもの」は贈与税(遺贈の場合は相続税)が非課税という現行の規定が不明確であるため規定の明確化を行います。

## 解説

- 一般社団法人等に対する贈与等については、非課税要件のいずれかを満たさない場合に贈与税等が課税されることになります。
- 一般社団法人等とは、公益社団法人等、非営利型法人等を除いた一般社団法人及び一般財団法人をいいます。

### 【一般社団法人等の範囲】



### 【非課税要件】

- 運営組織が適正であること
- 同族関係者が役員 $\frac{1}{3}$ 以下であり、定款にその旨定めていること
- 特定の者に特別な利益を与えていないこと
- 解散した場合の残余財産の帰属は、国等であること等、定款にその旨定めていること

## 実務上の留意点

適正な運営組織を求められますので内部統制が重要なポイントになります。

## 適用時期

平成30年4月1日以後に贈与又は遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用となります。

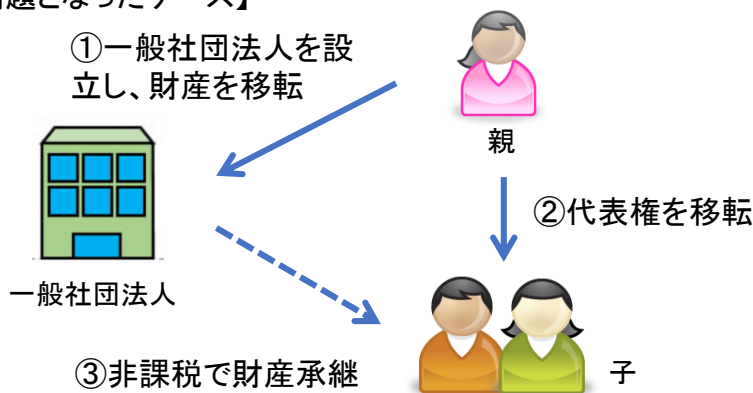
## 改正のポイント

一般社団法人等には会社のような出資持分が存在しません。そのため、個人の財産を一般社団法人等に移転する方法により相続税を回避するという事案などが問題視され、一定の要件を満たした一般社団法人等に対しては相続税が課税されるようになります。

## 解説

特定一般社団法人等について、その同族役員（理事に限る）であった者（相続開始前5年以内に役員を退任した者も含む）の1人が死亡した場合には、当該法人の純資産額を同族役員の数で等分した金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、特定一般社団法人等に相続税が課税されます。（個人から法人への贈与時に課税された贈与税等は税額控除されます。）

### 【問題となったケース】



一族で実質支配する一般社団法人へ財産を移転後、役員交代による支配権の移転を通じて子に財産を非課税で承継。

### 【特定一般社団法人等とは】

下記の何れかを満たす一般社団法人及び一般財団法人

- 同族役員が役員数の過半数を占めていること
- 相続開始前の5年間に於いて、同族役員が役員数の過半数を占めていた期間の合計が3年以上であること

### 【同族役員とは】

- 被相続人
- 被相続人の配偶者
- 3親等内の親族
- 被相続人と特殊の関係がある者（被相続人が役員となっている会社の従業員等）

## 実務上の留意点

在任期間5年前に役員を辞任する方法や相続開始前に役員を増員する方法で課税割合を下げるのが可能ですので、今後の規制強化に注意が必要です。

## 適用時期

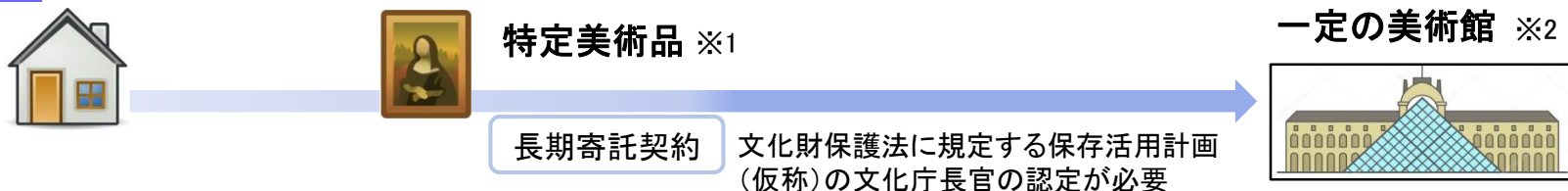
平成30年4月1日以後の役員死亡に適用となります。ただし、既存法人は平成33年4月1日以後に適用となります。



## 改正のポイント

- 文化財保護法の改正を前提に、特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度が創設されます。
- 個人が一定の美術館と特定美術品の長期寄託契約を締結し、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した場合、担保の提供を条件に、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

## 解説



※1 特定美術品 …重要文化財に指定された美術工芸品又は登録有形文化財(建造物を除く。)であって世界文化の見地から歴史上、芸術もしくは学術上特に優れた価値を有するもの。

※2 一定の美術館…博物館法に規定する博物館又は博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うもの。

	内容
税額の計算	①相続税の納税猶予の適用がないものとして通常の計算を行い寄託相続人(※)の相続税額を算出。 ②[特定美術品のみの場合の相続税]－[特定美術品の課税価格を20%とした場合の相続税]＝猶予税額 ※寄託相続人…特定美術品を相続又は遺贈により取得した者。
納税猶予の免除	①寄託相続人が死亡した場合。 ②寄託先美術館に対する特定美術品の寄贈、自然災害による特定美術品の滅失。
猶予税額の納付	特定美術品の譲渡、特定美術品の滅失・紛失、長期寄託契約が終了した場合、重要文化財の指定解除、寄託先美術館の廃止等があった場合には、猶予税額及び利子税を納付しなければならない。
提出書類	寄託相続人は3年毎に継続届出書(寄託先美術館の発行する証明書を添付)を所轄税務署へ提出。

# 法人課税 所得拡大促進税制①(大法人の場合)

増税

減税

## 改正のポイント

賃上げ及び設備投資に取り組む企業に対し、所得拡大促進税制の支援措置を強化するため、下記の改正が行われます。

※大法人(資本金1億円超の法人など)を対象。(事業税の付加価値割の課税標準額の調整についても同様の要件となる。)

## 解説

		【現行】	【改正案】
【要件】 (すべて満たすこと)	賃上げ	① 雇用者給与等支給額が基準事業年度(平成24年度)から増加 (給与総額: 当年 ≥ 基準年 × 105%)	基準年度との比較要件は撤廃
		② 雇用者給与等支給額が前事業年度以上 (給与総額: 当年 ≥ 前年)	前年度との比較要件は撤廃
		③ 平均給与等支給額が前事業年度から2%以上増加 (平均給与: 当年 ≥ 前年 × 102%)	平均給与等支給額が前事業年度から <b>3%以上増加</b> (平均給与: 当年 ≥ 前年 × 103%)
	設備投資		国内設備投資額が当期減価償却費の90%以上 (設備投資額 ≥ 減価償却費の9割)
【税額控除額】	(当年の給与総額 ▲ 基準年の給与等総額) × 10%	上乗せなし	(当年の給与総額 ▲ 前年の給与総額) × 15%
		上乗せあり	(当年の給与総額 ▲ 前年の給与総額) × 20%
	要件	教育訓練費 ≥ 比較教育訓練費 × 120% (教育訓練費が過去2期の年平均額から20%以上増加)	
控除限度額(上限) 法人税額 × 10%		控除限度額(上限) 法人税額 × 20%	

## 適用時期

平成30年4月1日～平成33年3月31日までに開始する各事業年度

# 法人課税 所得拡大促進税制②(中小企業者等の場合)

増税

減税

## 改正のポイント

賃上げ及び人材投資に取り組む企業に対し、所得拡大促進税制の支援措置を強化するため、下記の改正が行われます。

※中小企業者等(資本金1億円以下の法人など)を対象。(住民税についても同様。)

## 解説

		【現行】	【改正案】	
要件 (すべて満たすこと)		雇用者給与等支給額が基準事業年度(平成24年度)から増加 (給与総額: 当年 ≥ 基準年 × 103%)	基準年度との比較要件は撤廃	
		雇用者給与等支給額が前事業年度以上 (給与総額: 当年 ≥ 前年)	前年度との比較要件は撤廃	
		平均給与等支給額が前事業年度から増加 (平均給与: 当年 > 前年)	平均給与等支給額が前事業年度から1.5%以上増加 (平均給与: 当年 ≥ 前年 × 101.5%)	
税額控除額		(当年の給与総額 ▲ 基準年の給与総額) × 10%	上乗せなし	(当年の給与総額 ▲ 前年の給与総額) × 15%
	上乗せ措置	(当年の給与総額 ▲ 前年の給与総額) × 12% 上乗せ (基礎部分との合計で(当年の給与総額 ▲ 基準年の給与総額) × 22%が上限)	上乗せあり	要件 1. 平均給与が当年 ≥ 前年 × 102.5% 2. A・Bのいずれかを満たすこと A 当年教育訓練費 ≥ 前年教育訓練費 × 110% B 経営力向上が確実に行われたものと証明される事
		要件 平均給与が前年給与より2%以上増加の場合		
		控除限度額(上限) 法人税額 × 20%	控除限度額(上限) 法人税額 × 20%	

## 適用時期

平成30年4月1日～平成33年3月31日までに開始する各事業年度

# 法人課税 所得拡大促進税制③(全般)

## 改正のポイント

所得拡大税制の改正に伴い、下記のような見直しが行われます。

## 解説

【項目】	【現行】	【改正後】
設立事業年度の適用可否	適用可	適用不可
継続雇用者の定義 (平均給与判定)	当期及び前期において 給与等の支給がある国内雇用者で一定のもの (前期と当期においてそれぞれ 1回以上支給がある従業員)	当期及び前期の全期間の各月において 給与等の支給がある雇用者で一定のもの (前期の最初の月から当期の最後の月まで すべての月で支給がある従業員)
教育訓練費の定義 (上乗せ要件)		比較教育訓練費の額 教育訓練費に該当するもので、 前期及び前々期の教育訓練費の額の年平均の額  ・教育訓練費の範囲 (1)外部講師謝金、外部施設利用料等の費用 (2)他の者に委託し、 教育訓練等を行わせる場合の委託費 (3)他の者が行う教育訓練等に参加に要する費用

## 適用時期

平成30年4月1日～平成33年3月31日までに開始する各事業年度

# 法人課税 延長(交際費・繰戻還付・少額減価償却資産)

## 改正のポイント

- ① 交際費等の損金不算入の制度の適用期限が2年延長されます。
- ② 中小企業者等の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用の制度の適用期限が2年延長されます。
- ③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が2年延長されます。

## 解説

- ① 交際費等の損金不算入の制度の適用期限が2年延長されます。

(制度の内容)

交際費等の額のうち、接待飲食費の額の50%に相当する金額(中小法人が支出する交際費等については、定額控除限度額(年800万円)までのいずれか)の損金算入が認められます。

- ② 中小企業者等の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用の制度の適用期限が2年延長されます。

(制度の内容)

中小企業者等以外の法人については、青色申告書である確定申告書を提出する事業年度に欠損金額が生じた場合において、その欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻して法人税額の還付を請求できる制度が停止されています。

- ③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が2年延長されます。

(制度の内容)

常時使用する従業員の数が1,000人以下である中小企業者等が取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得等し、かつ、事業の用に供した場合において、その取得価額相当額を損金経理したときは、その減価償却資産の年間取得価額の合計額300万円を限度に、その全額を損金算入できます。

## 適用時期

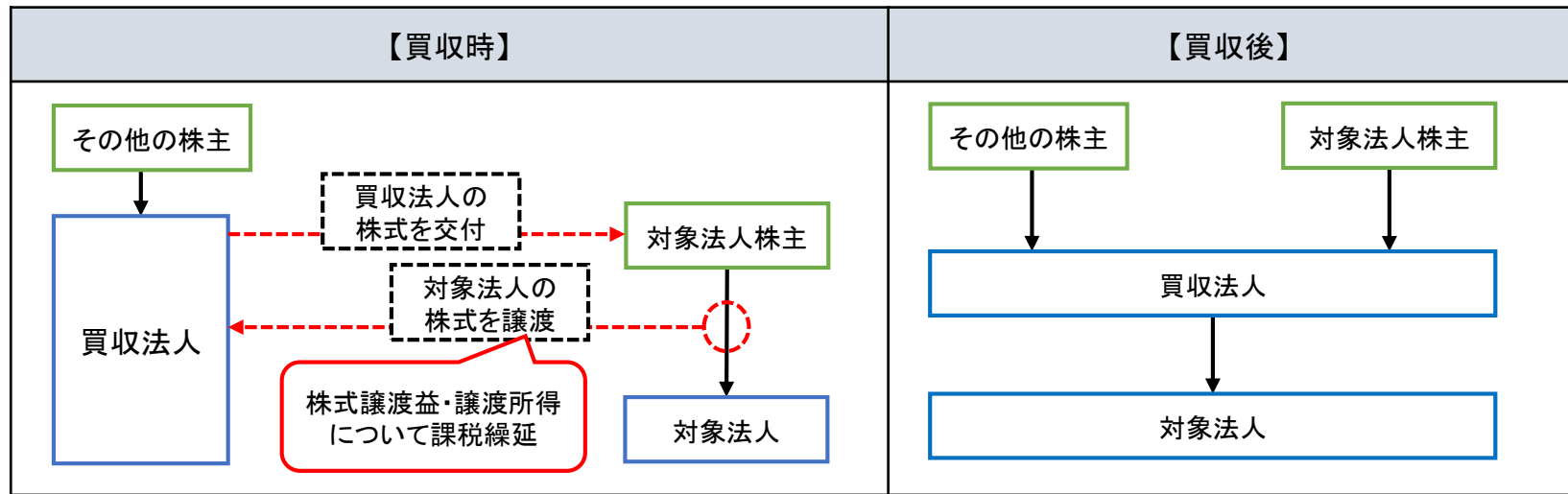
- ① 平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度
- ② 平成32年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金
- ③ 平成32年3月31日までの間に取得等し、かつ、事業の用に供した減価償却資産

## 改正のポイント

産業競争力強化法の改正を前提として、事業再編の実施の円滑化を図るために、自社株式等を対価とした事業買収について、課税の繰延措置が創設されます。

## 解説

創設前においては、買収に応じた被買収法人株主(対象法人株主)に対して株式譲渡益(個人の場合には、譲渡所得)への課税が生じていました。創設後は、一定の要件を満たした場合の自社株式等を対価とする買収について、課税が繰り延べられることになります。



## 適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた法人について適用されます。

参考: 経済産業省 平成30年度税制改正に関する経済産業省要望(一部抜粋)

# 法人課税 法人税における収益の認識等について①

## 改正のポイント

○ 法人税における収益の認識等について、これまで個別の取り扱いは法人税法基本通達で規定されておりましたが、これを通達から**法令規定に明確化**されます。

## 解説

① 資産の販売もしくは譲渡又は役務の提供(以下「資産の販売等」という)に係る収益の額として所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、原則として以下の価額とすることが**法令上明確化**されます。

- ・資産の引渡しの際における価額
- ・その提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額
- ・貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合も、その可能性がないものとした場合の価額

(注)資産の販売等に係る収益の額を実質的な取引の単位に区分して計上できることとするとともに、値引き割戻しについて、客観的に見積もられた金額を収益の額から控除することができることとなります。

② 資産の販売等に係る収益認識の額は、原則として以下の事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することが**法令上明確化**されます。

- ・目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度

③ 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準にしたがって上記②の日に接近する日の属する事業年度の収益の額として経理した場合には、上記②にかかわらず、当該収益の額は、原則として当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することが**法令上明確化**されます。



## 改正のポイント

- 返品調整引当金の制度は、平成33年度から10年間の経過期間を設けて廃止になります。

## 解説

- 返品調整引当金は、貸倒引当金と並んで法人税法上規定されている数少ない引当金の一つです。商取引上、返品が前提となっている出版業や医療品製造業等で将来見込まれる返品損失のために返品調整引当金の繰入れが認められています。

【改正前】	【改正後①】	【改正後②】
<p><b>【対象法人】</b>                      ①出版業                      ②出版に係る取次業                      ③医療品、農薬、化粧品等の製造業                      ④③の物品の卸売業</p> <p><b>【損金算入限度額】</b>                      ・売掛金基準※                      or                      ・売上高基準※</p> <p>※上記いずれかの基準を事業年度ごと有利選択</p>	<p><b>【対象法人】</b>                      平成30年4月1日において返品調整引当金制度の対象事業を営む法人</p> <p><b>【適用時期】</b>                      平成33年3月31日までに開始する各事業年度</p> <p><b>【損金算入限度額】</b>                      現行どおり、損金算入限度額による引当が認められます。</p>	<p><b>【対象法人】</b>                      平成30年4月1日において返品調整引当金制度の対象事業を営む法人</p> <p><b>【適用時期】</b>                      平成33年4月1日から平成42年3月31日までの間に開始する各事業年度</p> <p><b>【損金算入限度額】</b>                      現行法による損金算入限度額に対して1年ごとに1/10ずつ縮小した額の引当が認められる等の経過措置がとられます。</p>



## 改正のポイント

- 長期割賦販売等に該当する資産の販売等について、延払基準により収益の額及び費用の額を計算する選択制度は、廃止になります。

## 解説

- 資産の販売、譲渡、工事（製造を含み、工事進行基準が適用される長期大規模工事を除く）の請負又は役務の提供、建物の賃借権利金の授受等を行い、代金回収が長期にわたるような場合は、延払基準（特例）による売上が認められています。

【改正前】	【改正後】
<p><b>【対象法人】</b>                      長期割賦販売等を行っており、次に要件を満たしていること                      &lt;経理要件&gt;                      ①延払基準で経理をすること                      ②選択適用した譲渡等については每期継続して適用すること                      &lt;契約上の要件&gt;                      ①3回以上に分割して対価の支払を受けること                      ②賦払金の支払期間が2年以上であること                      ③頭金の額が、代金の2/3であること目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度</p> <p><b>【収益・費用の認識】</b>                      収益の額＝長期割賦販売等の対価の額 × <math>\frac{\text{当期に支払期日が到来する賦払金の合計}}{\text{長期割賦販売等の対価の額}}</math> (A)                      費用の額＝長期割賦販売等の原価の額 × (A)</p>	<p><b>【廃止時期】</b> 平成30年4月1日から</p> <p><b>【経過措置】</b>                      &lt;対象法人&gt;                      平成30年4月1日前に長期割賦販売等に該当する資産の販売等を行った法人                      &lt;延払基準適用期間&gt;                      平成35年3月31日までに開始する各事業年度は現行どおり                      &lt;廃止後の処理&gt;                      平成30年4月1日以後に終了する事業年度において、延払基準の適用をやめた場合の繰延割賦利益額を10年均等で収益計上する等の経過措置がとられます。</p> <p>(注)ファイナンスリース取引等については、現行どおりとなります。</p>

# その他 土地の相続登記に対する登録免許税の特例

減税

## 改正のポイント

○ いわゆる**所有者不明土地問題の対策**として、相続登記が未了の**土地の相続登記を促進させるため**、登録免許税に**特例措置**を設けることとなります。

## 解説

- ① 相続により土地を取得した者が所有権の移転登記を受けずに死亡し、その者の**相続人等がその死亡した者を登記名義人とするために受ける所有権の移転登記に対する登録免許税が免税**となります。
- ② 市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため**相続登記の促進を図る必要があるものとして法務大臣が指定する土地**について、移転登記の時に**当該土地の価額が10万円以下**であるときは、当該移転登記に対する**登録免許税が免税**となります。

登録免許税 (相続による所有権の移転登記)	【改正前】	【改正後】
①死亡した者を取得者とする移転登記	固定資産税評価額 × 0.4 %	免税
②指定を受けた10万円以下の土地の移転登記	1,000円 (※)	免税

(※)  $10万円 \times 0.4\% = 400円 < 1,000円 \therefore 1,000円$

所有者不明土地・・・相続登記が未了のまま放置される等の要因により、不動産登記簿等の情報から所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地のことをいいます。公共事業用地の取得、農地の集約化等の円滑な事業の妨げとなるなどの問題が生じています。こうした土地は、民間有識者による「所有者不明土地問題研究会」の調査結果によると全国の20.3%を占め、面積にすると九州よりも広い約410万haに上るといわれています。

## 実務上の留意点

通常の相続登記に関する登録免許税は免税にはなりません。

## 適用時期

- ①平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間の移転登記に対して適用となります。
- ②所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(仮称)の施行日から平成33年3月31日までの間の移転登記に対して適用となります。

## 改正のポイント

観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として、国際観光旅客税(仮称)が創設されます。国税としては27年ぶりの新税の導入であり、国際観光旅客等から1人当たり出国につき1回1,000円が徴収されます。

## 解説

	制度の内容
納税義務者	国際観光旅客等(本邦から出国する観光旅客その他の者等で、船舶又は航空機の乗員等を除く。)
非課税	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 航空機により入国後24時間以内に出国する乗継旅客</li><li>・ 天候その他の理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船等していた者</li><li>・ 2歳未満の者</li></ul>
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国際運送事業を営む者による特別徴収等で、翌々月末日までに納付</li><li>・ 国際観光旅客等による納付又は税関長を通じて納付</li></ul>
届出	国際運送事業を開始(廃止)しようとする者は、その旨を税務署長又は税関長に届け出なければならない

## 実務上の留意点

日本から出国する外国人旅行者の他、海外旅行等で出国する日本人も課税の対象となります。

## 適用時期

平成31年1月7日以後の出国により適用されます。

# その他 たばこ税の見直し①

増税

## 改正のポイント

財政物資としてのたばこの基本的性格や諸外国における税負担水準を考慮し、たばこ税の税率が上げられます。たばこ税の税率の上げは、消費者やたばこ関係事業者の激変緩和等の観点や予見可能性への配慮から、段階的に実施されます。また、近年市場が急拡大している加熱式たばこについては、税額を紙巻たばこに近づける新課税方式に移行されます。

## 解説

### ① たばこ税の税率の引上げ

【改正前】(1,000本あたり)	
国のたばこ税	5,302円
地方のたばこ税	6,122円
道府県たばこ税	860円
市町村たばこ税	5,262円
合計	11,424円



【改正後】(1,000本あたり)		
第一段階	第二段階	第三段階
5,802円	6,302円	6,802円
6,622円	7,122円	7,622円
930円	1,000円	1,070円
5,692円	6,122円	6,552円
12,424円	13,424円	14,424円

※上記の他、「たばこ特別税」が課税されます。

## 実務上の留意点

1本あたり3円(1箱当たり60円)の増税となり、1箱当たりのたばこ税額が欧米の平均的な水準となる見込みです。

## 適用時期

第一段階:平成30年10月1日、第二段階:平成32年10月1日、第三段階:平成33年10月1日に段階的に実施されます。

## 解説

### ② 加熱式たばこの課税方式の見直し

#### (1) 課税区分の新設

たばこ税法及び地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を設けることとなります。

課税標準は(2)の方法により換算した紙巻たばこの本数となります。

#### (2) 紙巻たばこの本数への換算方法の見直し

【改正前】	【改正後】	
現行の換算本数 × 1.0 (1g=1本)	第一段階 (平成30年10月1日)	現行の換算本数 × 0.8 + 新換算本数 × 0.2
	第二段階 (平成31年10月1日)	現行の換算本数 × 0.6 + 新換算本数 × 0.4
	第三段階 (平成32年10月1日)	現行の換算本数 × 0.4 + 新換算本数 × 0.6
	第四段階 (平成33年10月1日)	現行の換算本数 × 0.2 + 新換算本数 × 0.8
	第五段階 (平成34年10月1日)	新換算本数 × 1.0

※ 新換算本数(加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算方法)

$$\frac{\text{加熱式たばこ1箱あたりの葉たばこ・溶液の重量}}{0.4\text{g}} \times 0.5 + \frac{\text{加熱式たばこ1箱あたりの小売価格}}{\text{紙巻たばこ1本当たりの平均価格}} \times 0.5$$

### 実務上の留意点

今回の見直しにより、5年間で紙巻たばこの7割から9割程度の税額になることが見込まれます。

### 適用時期

(1)は平成30年10月1日より、(2)は上記日程で段階的に実施されます。

---

本資料は、自由民主党・公明党「平成30年度税制改正大綱（平成29年12月14日）」及び税制調査会の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

（この資料に関するお問い合わせ先）

辻・本郷 税理士法人

東京都新宿区新宿四丁目1番6号

JR新宿ミライナタワー28階

TEL：03-5323-3301

FAX：03-5323-3302

URL：<http://www.ht-tax.or.jp>